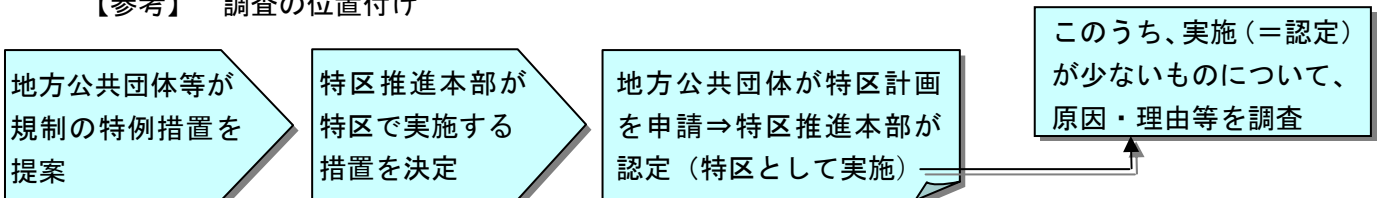


特区としての実施が特に低調な規制緩和措置について（ポイント）
（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

調査の趣旨

- この調査は、総務省行政評価局が、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。最終改定平成 18 年 4 月 21 日）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受けて実施したものです（平成 16 年度から年 2 回調査を実施しており、今回で 6 回目）。
- 1 目的： 特区制度の利用促進に資するため、特区としての実施が特に低調（実施数 0～3）な規制の特例措置について、その原因・理由等を調査（下図参照）
- 2 調査対象： 規制の特例措置の第 7 次提案募集（募集期間：平成 17 年 6 月）の結果認められた規制の特例措置等で、第 10 回認定申請（申請受付期間：平成 18 年 1 月～2 月）から適用可能となった 9 特例措置のうち、評価委員会から調査依頼のあった 6 特例措置
- 3 調査方法： 平成 18 年 9 月から 10 月に、行政評価局、7 管区行政評価局及び四国行政評価支局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体等、②特区の認定を受けた地方公共団体、③全都道府県の特区窓口に対して特例措置のニーズの有無等を照会した結果等を基に選定した特例措置の関連団体等を实地に調査

【参考】 調査の位置付け



調査の結果

- 特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等
5 特例措置 ⇒ 特例措置の内容及び実施主体側の事情による。
※ 1 特例措置 ⇒ 今後、特区としての実施の増加が見込まれる。
（詳細は次頁以下参照）
- 関係者から特例措置の手続等に関する意見あり。

調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が平成 19 年 1 月をめどに特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

調 査 の 結 果

1 特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等

調査した6特例措置のうち、5特例措置については、特区としての実施が低調となっている主な原因・理由等は、特例措置の内容及び実施主体側の事情によるものと考えられる。

(1) 特例措置 411「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業」 (平成18年10月末現在の特区としての実施数：1)

<現行規制の概要>

劇場等の一定の防火対象物の関係者は、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、誘導灯等の避難設備を設置し、及び維持しなければならない。

<特例措置の概要>

特区内において劇場等を設ける場合、当該劇場等の避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること、火災等の非常時に自動的に点灯する代替照明を設置すること等一定の要件を満たす場合には、当該避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る消防法令の規定を適用しないことができることとする。

<調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の富山県及び南砺市のほか、本特例措置の要件に該当すると考えられる劇場等の管理者、運営等の委託を受けている法人等（6地方公共団体、5財団法人等）を実地に調査

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等としては、以下のことが考えられる。
 - ① 劇場等の関係者は、火災等の非常時には従来設置している誘導灯が一般に知られているため、より安全であると考えていること。
 - ② 現行の消防法令においても上演中は誘導灯を消灯することができるなど、現在使用している誘導灯について芸術性を損なうなどの特段の不都合がないこと。
 - ③ 誘導灯に替えて代替照明を設置し、そのことを周知しなければならないが、そのためのコストを要すること。
 - ④ 本特例措置の活用が可能な劇場等はかなり小規模であり、また、2階以上の階や地階に設置される劇場等も多いため、本特例措置の要件となっている避難階についての要件（直接地上へ通ずる出入口のある階（通常は1階）に所在すること）及び床面積についての要件を満たす劇場等の数が少ないとみられること。

(2) 特例措置 933「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」 (平成18年10月末現在の特区としての実施数：0)

<現行規制の概要>

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の建物は、耐火建築物

でなければならない。

ただし、入所者等の日常生活に充てられる場所等が1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。

＜特例措置の概要＞

特区内における2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が、入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること等の安全性に係る一定の要件を満たしていることを認めた場合は、当該特別養護老人ホーム等の建物を準耐火建築物（注）とすることができる。

（注） 木材を使用して準耐火構造とすることができる。

＜調査対象及び調査方法＞

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の愛媛県、上記照会により活用予定等の情報が得られた高知県及び福井県あわら市のほか、木造建築施設を推進するなどしている11地方公共団体及び特別養護老人ホーム等の新設・建て替えの予定のある6法人を実地に調査

＜実施が低調な主な原因・理由等＞

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、今回調査対象とした法人等は以下のことを挙げており、耐火建築物を設置する法人等が多いことが考えられる。
 - ① 準耐火建築物を選択した場合、火災等が発生した時の入所者等の安全性が懸念されること。
 - ② 木材を多用する場合の建築コストや修繕等の維持コストが割高となること。
 - ③ 経営効率性等から3階建て以上の建物を建築するため、耐火建築物とせざるを得ないこと。

一方、調査した地方公共団体等の中には、調査日時点（平成18年10月）において特区認定を申請中のところ（高知県）や、特区認定の申請を検討しているところ（福井県あわら市）等もみられる。

（3） 特例措置1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」

（平成18年10月末現在の特区としての実施数：0）

＜現行規制の概要＞

競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所（以下「場外設備」という。）の設置に当たっては、その位置、構造及び設備が、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に適合するとともに、農林水産大臣の承認を要することとされている。

＜特例措置の概要＞

小規模な場外設備（窓口の数が5以内で、かつ、最大滞留者数が100人以内のもの。）については、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることを都道府県知事が書面により確認した場合には、基準を満たしたものとみなす。

＜調査対象及び調査方法＞

- ・ 本特例措置の提案主体の愛知県（愛知県競馬組合）を実地に調査
- ・ 愛知県競馬組合を除く全国の14の地方競馬主催者のうち、8地方競馬主催者を実地に調査。残る6地方競馬主催者に対して、電話により本特例措置の活用予定の有無等を聴取

＜実施が低調な主な原因・理由等＞

- ・ 本特例措置について、提案主体である愛知県（愛知県競馬組合）は、具体的な候補地について調査検討している段階であり、その結果、候補地について地元との調整の目途が得られ

次第、特区計画の認定申請を行う見込みであるとしている。

その他の地方競馬主催者においては、①厳しい経営状況から新たな投資が困難であること、②小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧していること、③小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続は、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいと考えていることから、いずれも現時点では本特例措置の活用は予定はみられない。

(4) 特例措置 1218「地域特性に応じた道路標識設置事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：1)

<現行規制の概要>

案内標識及び警戒標識の標識板及び文字の寸法については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」において寸法が図示されているものは図示の寸法を基準とされている。

また、高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、寸法が図示されていない文字については、道路の設計速度に応じ定められている文字の大きさの基準による。ただし、必要がある場合にあっては、一定の割合に拡大することができる。

<特例措置の概要>

特区において、地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めた場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。

<調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体（認定申請主体）の金沢市、上記照会により本特例措置の活用見込みの情報が得られた2市町のほか、景観保護に積極的に取り組んでいる13市町村を実地に調査

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、調査した地方公共団体は、次のことを挙げている。
 - ① 住民からの要望等が無いことや、良好な都市景観の形成のためには道路標識の縮小のみでは効果が無い又は効果が限定的であると考えていること。
 - ② 道路標識を縮小すると視認性が損なわれ、安全面に懸念があること。
 - ③ 縮小した道路標識を設置するには、設置コストを要することや道路管理者との調整に多大な労力を要すること。

(5) 特例措置 1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」

(平成 18 年 10 月末現在の特区としての実施数：1)

<現行規制の概要>

自動車の構造については、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）において、その基準が定められているが、地方運輸局長の認定によって、分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量及び軸重の基準の緩和を認めている（車両総重量については36トンまで緩和）。

<特例措置の概要>

港湾施設である道路（以下「港湾道路」という。）において、保安基準に適合しない特殊大型車両で貨物（分割可能な貨物を含む。）の運搬を行おうとする場合、特区計画を作成す

る地方公共団体又は実施主体（自動車の使用者）がその責任において港湾道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること等を地方公共団体が認めた場合は、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。

<調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会（ニーズが有るとの回答無し）
- ・ 本特例措置の提案主体の新日本製鐵株式会社君津製鐵所並びに認定申請主体の千葉県及び木更津市を実地に調査
- ・ 保安基準に適合しない特殊大型車両を保有し、港湾に近接した事業所で製品を製造している鉄鋼関係の10民間事業者及び2港湾管理者を実地に調査

<実施が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等として、特殊大型車両を使用して製品を輸送している民間事業者は以下のこと等を挙げており、本特例措置の適用条件に合致する事業者が少ないことが考えられる。
 - ① 製品の輸送は、自社の敷地に接する専用埠頭の利用のみで対応できているため、新たに公共埠頭等を利用する予定はなく、港湾道路を通行する必要がないこと。
 - ② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないこと。

2 今後、特区としての実施の増加が見込まれるもの

調査した6特例措置のうち、1特例措置については、今後、特区としての実施の増加が見込まれる。

○ 特例措置 512 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」

（平成18年10月末現在の特区としての実施数：3）

<現行規制の概要>

「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているが、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設（注）である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなして、「企業内転勤」の在留資格を付与する。

（注）地方公共団体又は地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の法人が保有する施設に限る。

<特例措置の概要>

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実に確保されるとみなして、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

<調査対象及び調査方法>

- ・ 全都道府県（特区窓口）に対して、本特例措置のニーズの有無等を電話等により照会
- ・ 本特例措置の提案主体の福岡県及び飯塚市並びに認定申請主体の新潟市及び神戸市、上記照会により活用見込みの情報が得られた4地方公共団体のほか、外国企業の誘致活動に積極的に取り組んでいると考えられる4地方公共団体を実地に調査

<利用が見込まれる理由>

- ・ 本特例措置を適用した特区計画の認定は3件である。また、今回調査期間中に行われた特区計画の第12回認定申請（平成18年9月）において、新たに3件の申請があり、さらに、これら以外の地方公共団体の中にも、今後、本特例措置の活用の可能性を示唆するところもあることから、本特例措置については、今後、新たに特区で実施されることが見込まれる。

ただし、今回調査対象とした特区計画の認定を受けている地方公共団体又は新たに申請を行った地方公共団体は、外国企業の誘致を積極的に行うに当たり、特例措置により他の地方公共団体との差別化を図っているが、従来実施していた外国企業の誘致のための特例措置が全国展開されていくことから、引き続き他の地方公共団体との差別化を図るため、新たに本特例措置を活用した特区計画の認定申請を行ったものである。

3 特例措置の手續等に関する意見

512 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」

- ・ 本特例措置の手續等について、関係者から、以下の意見があった。

本特例措置に係る特区計画においては、地方公共団体の指定又は転貸借により施設の提供を受ける外国企業を特定する必要があるが、また、特定されていない場合には、本特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記する必要があるとされている。このため、実際に本特例措置により施設の提供を受けようとする外国企業が特定された時点で、改めて、特区計画に当該企業の名称、所在地及び概要を記載する変更認定申請を行う必要がある。

特区計画変更手續及び変更認定後の在留資格認定証明書の交付までには、地方公共団体における内部手續、特区本部における変更認定手續及び法務省入国管理局における手續にそれぞれ1か月程度の期間を要し、合計で3か月程度の期間を要するものと思われ、短期で対応しなければならない外国企業誘致にはすぐわないのではないかと懸念している。

1219 「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」

- ・ 関係者から、最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路も通行しなければならないことから、本特例措置の対象範囲について、港湾道路だけでなく当該一般道路の通行も可能となるよう拡大を望む意見があった。

参 考

調査対象特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	実施数
総務省	411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	1	1
法務省	512	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	1	3
厚生労働省	933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	1	0
農林水産省	1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	1	0
国土交通省	1218	地域特性に応じた道路標識設置事業	1	1
	1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	1	1

- (注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体等の共同提案による場合は1とする。）を計上している。
- 2 「実施数」には、当該特例措置を活用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。
- 3 実施数は、平成18年10月末現在のものである。

担当：総務省行政評価局

規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 小森 敏也

調 査 官 友利 誠

評価監視調査官 鈴江 司

電話：03（5253）5440（直通）

FAX：03（5253）5436

Eメール：kans2035@soumu.go.jp